

# 10月1日(金)からごみの分別方法などが変わります 分別変更などにかかる5つのポイントをおさらいしましょう

ごみ減量推進課 ☎・☎(584)4692 FAX(584)4818

## ①ごみの分別方法・収集日程が変わります

これまでの分別方法			10月からの分別方法
分別区分	品目	例	
焼却ごみ	生ごみ、紙くず、木質ごみ、草	料理くず、紙コップ	焼却ごみ 週2回
トレイ類	容器包装プラスチック	カップ、容器トレイ	
破碎ごみ	プラスチック類	カップ、歯ブラシ	破碎ごみ 月1回
	ゴム・皮革製品、繊維類	靴、カバン、まくら	
	家電類(家電4品目除く)	電子レンジ、扇風機	
	小型金属類	鍋、フライパン	
	陶磁器、ガラス類	茶碗、湯のみ、グラス	
	金属を含む複合品	折りたたみ傘、リモコン	

### 焼却ごみの分別の注意点

長さ50cmを超えるものは、できるだけ切ってください。

### 収集日程が変わります

詳しくは、「ごみ・資源物収集カレンダー」をご確認ください。

## ②指定ごみ袋などの手数料が変わります

### 焼却ごみ指定袋(10枚入り)



#### 手数料

大(45L) : 450円

中(30L) : 300円

小(15L) : 150円

※現行から1.5倍の大きさになります。

### 破碎ごみ指定袋(10枚入り)



#### 手数料

大(45L) : 450円

小(30L) : 300円

新しい指定ごみ袋は販売登録店などで販売しています

#### そのほかの手数料

粗大ごみ処理券は360円、自己搬入は10kgあたり140円に変更します

お持ちの焼却ごみ、破碎ごみ指定袋は、10月1日(金)以降もそのまま使用できます。(令和3年6月改正)

## ③トレイ類指定袋は1枚10円とし、新たな指定ごみ袋の代金として交換できます

10月1日(金)から、トレイ類指定袋は使用できなくなります。お持ちの未使用のトレイ類指定袋1枚を10円相当とし、トレイ類指定袋1枚から新たな指定ごみ袋10枚入りと差額交換します。市役所(市民協働課)、ごみ減量推進課(交流拠点施設内)、各学区の地区会館で交換します。現金での返金はありません。

## ④自己搬入方法が変わります

もりやまエコパーク環境センターへのアクセス方法が変わります。また、自己搬入の申請方法および環境センター内の自己搬入ルートが変わります。詳しくは、「ごみ・資源物収集カレンダー」をご覧ください。



## ⑤分別方法が変わっても、ごみの減量化、資源化にご協力ください

まずはごみを作らない、ごみを減らすことが大切です。適切に分別することで、本来ごみとして捨てていたものが貴重な資源物となります。そのためにも、3R=(リデュース:発生抑制)、(リユース:再利用)、(リサイクル:再資源化)を実行しましょう。

### 新たなごみの分別方法のポイントを標語にしたよ

1. 複合品、金属あれば破碎ごみ
2. 雑がみは、しっかり分けてリサイクル
3. 分別で危険を防ぐライター、スプレー、電池類



### ごみ分別アプリをご活用ください

収集カレンダー、分別辞典、収集日通知機能など搭載した「守山市ごみ分別アプリ」を配信しています。登録料・利用料は無料です。  
※データ通信にかかる費用は、利用者負担となります。



Android版

iOS版